

# 平成 25 年度 第 1 回白井市市民参加推進会議 次第

日 時：平成 25 年 5 月 22 日（水）  
午後 3 時～5 時

場 所：白井市役所 3 階 特別会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 事務局紹介

### 4. 議 題

- 1) 平成 24 年度答申に対する取り組み実績について（報告）
- 2) 市民参加推進会議への諮問事項について
- 3) 平成 25 年度市民参加推進会議の進め方について
- 4) 総合的評価方法・評価区分の見直しについて

### 5. 閉 会

議題 1 平成 24 年度 答申に対する取り組み実績について(報告)

	提言内容	取り組み・実績
総合的評価からみた課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 条例に基づく適切な市民参加が行われること</li> <li>○ 市民参加の評価については、従来の「良好」「改善」、「見直し」の3区分での評価における評価を見直し、質の評価を行うことができるようにすることが必要</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審議会開催の事前周知、結果の公表など条例で公表が義務づけられた事項の遵守</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市長から職員への指示</li> <li>● 市民参加の実施状況に関する調査を当該事業年度中に実施することで、早期に実施状況を把握【平成 24 年度実施】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加の実施状況の評価区分の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加推進会議で議論【第 1 回】【平成 25 年度】</li> </ul>
	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審議会等の委員のお子さんの一時的保育の制度化【平成 25 年 4 月 1 日施行】</li> </ul>
市民参加の方法の研究及び改善に関すること	<p>今まで市政への参加が活発でなかった女性や多様な世代、地域などからの市民の意見を市政に取り入れるため、住民基本台帳からの無作為抽出された地域性、性別、年代に偏りのない市民が、市の様々な事業に参加し、市がその意見を聴くことができる白井市独自の市民参加のしくみについて検討</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民討議会の条例への位置付けの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民参加推進会議で議論【第 3 回】【平成 25 年度】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民基本台帳からの無作為抽出を利用した市民参加の方法の研究</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加推進会議で議論【第 3 回】【平成 25 年度】</li> </ul>
運用の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例上の課題の洗い出しについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民参加推進会議で議論【第 3 回】【平成 25 年度】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公募委員の拡大に向けた現状の審議会の構成調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在調査中 →市民参加推進会議に報告【平成 25 年度】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 常設型の住民投票条例・制度の調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在調査中 →講演会開催予定【平成 25 年度】</li> </ul>

## 議題 2. 市民参加推進会議への諮問事項について

### 1. 平成 24 年度実施事業における総合的評価（市民参加条例 第 25 条第 2 項第 1 号）

事業名	担当課	開始時期	完了時期
1 白井市除染実施計画策定事業 (継続)	環境課	平成 23 年度	平成 24 年度
2 白井市暴力団排除条例策定事業 (継続)	市民安全課	平成 23 年度	平成 24 年度
3 白井市地域福祉計画策定事業 (継続)	社会福祉課	平成 23 年度	平成 24 年度
4 市民参加・協働のまちづくりプラン策定事業 (継続)	市民活動支援課	平成 23 年度	平成 24 年度
5 白井市産業振興条例策定事業 (継続)	商工振興課	平成 23 年度	平成 24 年度
6 白井市生活排水処理基本計画策定事業 (新規評価)	環境課	平成 23 年度	平成 24 年度
7 地域防災計画推進事業 (継続)	市民安全課	平成 23 年度	平成 25 年度
8 美しい景観形成推進事業 (継続)	都市計画課	平成 22 年度	平成 26 年度
ー まちづくり推進事業 (新規)	都市計画課	平成 24 年度	未定
ー 地域のまちづくり計画策定・推進事業 (新規)	企画政策課	平成 24 年度	未定

### 2. 市民参加の方法の研究及び改善（市民参加条例 第 25 条第 2 項第 2 号）

#### ・市民討議会及び無作為抽出された市民による市民参加について

##### 【平成 24 年度 答申】

市民参加推進会議は、新たな市民参加の方法の研究として、今後も引き続き市民討議会を行うとともに、市民討議会以外でも、今まで市政への参加が活発でなかった女性や世代、地域などからの市民の意見を市政に取り入れるため、住民基本台帳からの無作為抽出された地域性、性別、年代に偏りのない市民が、市の様々な事業に参加し、市がその意見を聴くことができる白井市独自の市民参加のしくみについても検討していきます。

### 3. 市民参加条例の見直しに関すること（市民参加条例 第 25 条第 2 項第 3 号）

#### ・市民参加の実施機関の拡大及び対象事業の拡大について

##### 【平成 23 年度 答申】

市民参加の更なる推進を図るために、市民参加条例の実施機関に固定資産評価審査委員会、農業委員会、選挙管理委員会などを加えて、実施機関を拡大するとともに、市民参加の対象事業として「地域住民や地域環境に著しく影響を及ぼす公共施設」などの事業を追加して実施事業も拡大する必要があります。

大規模施設の整備計画については条例に大規模施設の定義がないことから、条例により定義することが望ましいと考えます。ただし、市民生活に何らかの影響を与える施設については十分に考慮する必要があります。

##### 【平成 24 年度 答申】

市民参加条例の実施機関や実施対象事業の拡大といった市民参加条例そのものの課題で、条例を改正することで解決すべき事項については、平成 25 年度に一括して答申します。

### 議題 3. 平成 25 年度市民参加推進会議の進め方について

#### 1. 会議審議の方針について

##### (1) 総合的評価について

総合的評価は、市民参加条例に基づき各事業における市民参加が適切に行われているかどうかについての評価です。

具体的には事業の形成過程において、必要性和効率性から適切な市民参加が行われていたか、また市民参加の方法は適切な手順により実施されたか、市民参加の結果は適切に公表、取り扱われたかについて評価するものです。

よって、事業のあり方等を評価するものではありません。

##### (2) 会議運営について

市民参加推進会議は公開された会議です。議事録作成の際に、どの委員の発言かが明確となるように、原則として挙手による発言を心がけて下さい。

また、議事録は、概要録として作成しますが、発言内容は公開いたしますので、発言の趣旨を明確にして発言して下さい。

##### (3) 答申の取り扱いについて

市民参加推進会議の検討結果をとりまとめて市長に答申します。

市長は、答申結果に基づき職員に業務改善の指示を行うとともに、市民に対して広報しろい、市ホームページ、情報公開コーナー、図書館等で公開します。

#### 2. 答申までのスケジュールについて

##### (1) 会議の概要について

- ・平成 25 年度の市民参加推進会議は 4 回を予定
- ・12 月までに市長に答申書を提出
- ・12 月中に広報しろい・市 HP・図書館・情報公開コーナーで公表

##### (2) 答申のまとめまでの各回の議題と審議内容

日 程	議題と審議内容
第 1 回： 5 月 22 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度答申に対する取り組み実績について</li> <li>・市民参加推進会議への諮問内容について</li> <li>・平成 24 年度市民参加推進会議の進め方について</li> <li>・総合的評価の評価方法・評価区分の見直しについて</li> </ul>
第 2 回： 6 月 19 日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的評価について</li> <li>・答申の策定にあたり検討すべき事項について</li> </ul>
9 月～10 月を予定	講演会
第 3 回： 10 月 日( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的評価のまとめについて</li> <li>・市民討議会について (報告)</li> <li>・市民参加の条例の検証・見直しの方向性について</li> </ul>
第 4 回： 11 月 日( )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度答申書まとめ</li> </ul>
11 月 中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長に答申書提出</li> </ul>
12 月 頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報しろい等で公表</li> </ul>

## 議題 4. 総合的評価の評価方法・評価区分の見直しについて

### 1. 評価方法・評価区分設定の経緯

#### (1) 平成 17 年度制定：(当初) 配点の設定

- 評価項目ごとに配点し、点数をつけて分かりやすく表現
- 文字によるコメントもあり評価の理由を補足

#### (2) 平成 20 年度見直し：19 年度答申を受けての見直し

- 配点のうち、量的な評価項目の点数を減点し、質の観点の評価を加点
- 評価チェック項目の作成

##### 【19 年度答申】

- 量的な項目(客観的に把握できる項目)に偏っている。(見直し)
- 市民参加の方法を多くこなせば評価点が上がる仕組みとなっており、費用と効果のバランスが考慮されていない。(見直し)
- 該当事業について事前に市民より参加の手法を提言してもらおう。(不採用)
- 市民参加推進会議のみの評価ではなく、事業担当課と審議会等の委員による自己評価が必要。(一部採用)

#### (3) 平成 25 年度見直し：24 年度答申を受けての見直し

- 量的な評価項目だけではなく、市民参加の質の評価が、点数に反映され、評価できるしくみへ

##### 【24 年度答申】

- 質の高い市民参加を市が更に実施するためには、評価を行うことは重要。
- 現在の評価方法では、この質の違いを明確に評価できない。
- 今後は、市が実施した市民参加の評価については、従来の「良好」「改善」、「見直し」の 3 区分での評価における評価を見直し、質の評価を行うことができるようにすることが必要。

## 2. 従来の評価方法・評価区分の課題・問題点

### (1) 評価方法（配点）について

- 100 点満点でありながら、100 点を取るのが困難  
市民参加条例では、第 7 条において、「市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。」とある。全ての市民参加を実施しないと 100 点とならないことから、より効果的な選択になじまない。→更に見直しが必要
- 市民参加の質の評価が反映されにくい  
市民参加の量の評価が優先されており、質の評価が反映されない。
- 中間評価時点の課題  
複数年度で実施する事業の場合、中間評価では、低い点数にしかない。

### (2) 評価区分による課題

- 市民参加の量を満たしている時に、実施した市民参加の質が一定水準を超えたものを妥当とし、更に、質が良いものを良好とするなど区別した方がより、わかりやすい。
- 合格点（良好）が 55 点以上という区分は、感覚的になじまない。←委員意見

### (3) 評価方法・体制の課題

- 対象事業が年々増加しており、迅速に評価を行うことが困難  
対象事業：3 事業（平成 16 年度）→9 事業（平成 24 年度）
- 質の評価を行うにあたっては、納得できる基準が必要  
←平成 23・24 年度評価における委員間の評価のバラツキ

## 3. 評価方法を変更することの問題点

### (1) 評価方法（点数による評価）の独創性

白井市市民参加推進会議のように「市民参加の評価」について、「市民」が、「市の実施した事業」を「点数」により評価するしくみは、白井市が初めてである。

### (2) 過去の評価実績との整合性の観点から

条例該当事業の市民参加の実施状況評価については、平成 17 年度から実施している。平成 21 年度に配点や評価項目を一部見直したものの、同一の評価基準により実施している。評価項目や配点を大きく変更した場合、過去の事業との評価の整合性が揺らぐ可能性がある。

#### 4. 評価方法の見直しの方向性について（事務局案）

##### (1) 配点について

###### 【市民参加の方法の量について】

- 3 つ以上の市民参加の方法を用いて、市民参加の方法が非常にわかりやすくかつ参加しやすいものの場合、満点（100 点）を取得できるようにする。  
【現行：5 つ以上市民参加の方法が必要】
- 全ての市民参加の方法を同じ配点とする。  
【現行：審議会・パブリックコメント・意見交換会の比重が高い】
- 4 つ以上の市民参加を実施した場合は、点数の高い順に上位 3 つを採用するとともに、市民参加の質において加点

###### 【市民参加の質について】

- 配点を従来のものより多く配点し、量だけでは、良好としないようにする。
- 質の評価について、事業を通じて『積極性』『採用した市民参加のバランス』『情報提供の姿勢』『結果の公表』『工夫・先進性』などそれぞれについての観点で個別に評価。

##### (2) 評価区分について

- 従来の 3 区分をあらため、4 区分とする。

##### (3) 評価基準について

- 従前の評価基準（チェック項目）を採用する。

##### (4) 評価方法について

- 具体的に個別の評価項目を明記し、不足なく行っている場合は、減点をせず、不足がある場合は、減点をする。→ 条例遵守の観点での評価
- 量の評価の結果と質の評価は連携するようにする。

##### (5) 基準の変更時期

- 平成 25 年度から（平成 24 年度事業の評価から）